

一般財団法人免震研究推進機構 会員（賛助会員）規程

（目的）

第 1 条 この規程は、一般財団法人免震研究推進機構定款第 3 1 条の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）及び賛助会費（以下「会費」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員）

第 2 条 会員は、一般財団法人免震研究推進機構（以下「財団」という。）の目的に賛同し、財団の活動を支援する法人および個人で、代表理事の承認を得なければならない。

（入会）

第 3 条 会員となるには、財団に別紙様式による入会申込書を代表理事に申し込むものとする。

（会員の種類）

第 4 条 会員は、企業を対象とする会員 A、会員 B とする。

（会員の特典）

第 5 条 会員は、財団の事業に関する情報を優先して受けることができる。

（会費）

第 6 条 会費は年会費制とし、会員 A（設計事務所、メーカー、建設会社、電力会社など）は 6 0 万円とする。会員 B（設計事務所、ディベロッパーなど）は 3 0 万円とする。

（会員の資格喪失）

第 7 条 会員は次の理由により資格を失う。

- （1）退会したとき。
- （2）除名されたとき。

（退会）

第 8 条 会員は理事会の承認を経て、別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の決議に基づき代表理事がこれを除名することができる。

- (1) 本財団の名誉を著しく毀損したとき。
- (2) 会費の納入を著しく怠り、督促に応じなかったとき。
- (3) 会員として不適格であると認めたとき

(会費の返還)

第10条 既納の会費は返還しない。

附則

- 1 会費は、当該年度分の会費を原則として毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、年度途中において新規入会する場合は、入会后すみやかに納入するものとする。
- 2 会員の更新にあたっては、特に申し出が無い場合は継続更新とみなす。

[施行期日]

この規程は、令和4年4月2日より施行する。

令和5年4月28日変更